

平成26年10月1日 競走入札参加者の資格に関する公示の「目次」

第1 「用語の定義」 P 1

第2 競走入札参加資格の申請 P 2

第3 申請期間及び申請方法 P 2～P 3

第4 競争入札に参加することができない者 P 3

第5 競争入札参加資格の審査基準 P 3～P 8

第6 無資格となった業種の競争入札参加資格 P 8

第7 契約保証金の免除 P 8

第8 申請内容を証明する書類 P 8～P 9

第9 競走入札参加の審査結果の通知、取消し等 P 9

第10 再審査の申請と再審査方法 P 10

第11 その他 P 10

①

平成 27・28 年度の入札参加資格審査は、平成 25・26 年度とは申請内容が一部異なっています。ご注意ください！

【主な変更点】

★発注標準金額の改訂

- ① 土木工事（橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事）  
等級Aの発注標準金額「3億2千万円以上」を「3億5千万円以上」とする。  
等級Bの発注標準金額「1億5千万円以上 3億2千万円未満」を「1億6千万円以上 3億5千万円未満」とする。  
等級Cの発注予定金額「4千万円以上 1億5千万円未満」を「4千万円以上 1億6千万円未満」とする。
- ② 建築工事  
等級Aの発注標準金額「4億円以上」を「4億4千万円以上」とする。  
等級Bの発注標準金額「2億円以上 4億円未満」を「2億2千万円以上 4億4千万円未満」とする。  
等級Cの発注予定金額「6千万円以上 2億円未満」を「6千万円以上 2億2千万円未満」とする。
- ③ 設備工事（電気工事、給排水衛生工事及び空調工事）  
等級Aの発注標準金額「4千5百万円以上」を「5千5百万円以上」とする。  
等級Bの発注標準金額「1千8百万円以上 4千5百万円未満」を「1千8百万円以上 5千5百万円未満」とする。

★等級格付の特例措置

下記の者について、客観等級（経審点数）が平成 25・26 年度の格付による等級と同等である場合、平成 27・28 年度は救済措置の対象とします。

- ① 土木工事（橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事）  
平成 25・26 年度の等級がAで、平成 27・28 年度の主観点数（過去6年間の最高完成工事経歴）が「1億5千万点以上 1億6千万点未満」となり、Cとなった者。
- ② 建築工事  
平成 25・26 年度の等級がAで、平成 27・28 年度の主観点数が「2億点以上 2億2千万点未満」となり、Cとなった者。

2

## 5 虚偽申請への対応等

### (1) 虚偽申請への対応

申請に当たって虚偽の申請又は重要な事実の申請がなされなかった場合には、資格審査が受けられず、また、審査後発覚した場合には資格の取消や指名停止等の罰則規定が適用されることがありますので、十分注意してください。

また、申請後に、東京都から申請内容を証明する書面の提示を求める場合があります。虚偽申請とみなされないように、申請は必ず「書面で証明できる内容」により行ってください。提示書類の詳細については、平成26年10月1日付け東京都公報(特定調達公告版)をご覧ください。

### (2) 指名制限について

不渡手形の発行、民事再生手続き・会社更生手続きの申請等の経営不振に該当する事実がある場合、東京都から通知なく指名制限を受けることがあります。

## 6 東京都電子調達システムで確認できる内容のご案内

### (1) 「平成27・28年度有資格者名簿」の公表

平成27年4月1日から東京都電子調達システム<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>の「入札情報サービス」にて「競争入札参加有資格者名簿」を公表します。公表内容は、格付、商号、都と契約する営業所所在地、代表者、企業規模、総完成工事高(当該業種の審査基準日前1年間)、最高完成工事(又は業務)経歴等です。

【申請内容及び審査結果の公表等について】  
各申請者から申請された内容及び審査結果については、申請者の承諾を得ることなく、その全部又は一部を公表することがあります。また、契約事務に使用することを目的として、他の地方公共団体等へ、また暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずることを目的として、警視庁等捜査機関へ情報を提供することがあります。

### 【企業規模の区分】 *pb*

業種	企業規模区分	条件
工事 (業種11～15以外)	大手大企業	資本金20億円以上かつ、従業員1,500人超
	中堅大企業	資本金3億円超かつ、従業員300人超
	中小企業	上記以外
委託(業種11～15)	大企業	資本金5千万円超かつ、従業員100人超
	中小企業	上記以外

### (2) 発注予定情報の公表

東京都電子調達システム<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>の「入札情報サービス」にて、「年間発注予定情報」「発注予定情報(開札前のもの)」を公表しています。

電子入札対象案件の場合は、インターネット上より希望票を提出します。手続き方法の詳細は東京都電子調達システム<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>の「操作マニュアル」に「操作マニュアル等」が掲載されていますので、お読みください。

紙入札対象案件の場合は、指定期間中に「工事希望票兼予定監理技術者等調書(希望票)」に必要事項を記載し、指定場所へ提出します。

②  
(3)入札結果の公表

東京都電子調達システム <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>の“入札情報サービス”にて、“入札(見積)経過情報”を公表しています。随意契約に係る結果も公表しています。なお、選定理由は、東京都の各発注部局にて閲覧できます。

(4)競争入札参加者心得等(契約制度関係)

入札に参加する前に、「工事請負等競争入札参加者心得」を必ずお読みください。東京都電子調達システム <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>に掲載されています(トップページ→“入札情報サービス”→“契約制度関係”と進む。)

※ “契約制度関係”のページには、東京都からの契約に関するお知らせが掲載されますので、定期的にご覧ください。

(5)電子入札への参加

電子入札対象案件の場合は、定められた日時までにインターネット上から入札書を提出し、開札日時に開札結果を確認します。手続き方法の詳細は、「電子調達システム操作マニュアル」をお読みください。東京都電子調達システム <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>に掲載されています(トップページ→関連情報の“操作マニュアル”と進む。)

紙入札対象案件の場合は、定められた日時に指定の場所で行われる入札に参加します。

7 その他

(1)成績評定通知書の送付 P10

契約の履行後、「工事成績評定通知書」又は「設計等委託成績評定通知書」を送付します。次表の点数に該当する場合、それぞれ右の対応がとられます。

点数	対応
80点以上	客観点数を35点加算して順位格付の再審査を行う(希望者のみ、1年間適用)。(設計、測量、地質調査等の委託は該当しません。)
75点以上(優良)	優先的に指名する(1年間適用)。
60点未満(不良)	1～12か月の指名停止を行う。
55点未満	客観点数を35点減算して順位格付の再審査を行う(1年間適用)。(設計、測量、地質調査等の委託は該当しません。)

(2)東京電子自治体共同運営電子調達サービスについて

東京都電子調達システムとは別に、都内区市町村に申請できるシステムです(ただし、全区市町村が参加している訳ではありません。)。東京都と共同運営の両方の入札へ参加を希望する場合は、申請をそれぞれ別に行う必要があります。

なお、電子証明書は同じ営業所で申請する場合、東京都及び共同運営共通で使用できます。

共同運営の詳細は、「東京電子自治体共同運営サービス」のサイトをご覧ください。

([https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu\\_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp](https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp))

【問い合わせ先】 コールセンター 0570-05-1090 (8:30～17:15、土・日・祝祭日を除く)

関係する会社の区分 【続き】	※申請後に変更が生じた場合は、東京都電子調達システムから変更手続きを行ってください。
議決権の割合	以下の関係する会社の定義をご確認の上、入力してください。

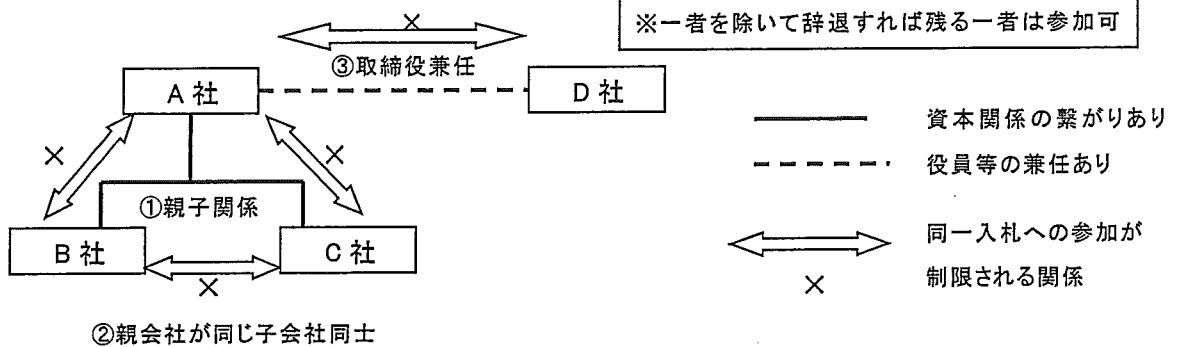
《 「関係する会社」の基準について 》

【定義】  
以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合  
イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
ウ. ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【注意】(1)ア、イについては、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。  
(2)ウ①については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

イメージ図



【注意】

①入札の公平性を確保するため、申請漏れは虚偽申請とみなし、指名停止等の措置を行う場合がありますので、以下の説明を十分に確認した上で慎重に申請してください。

② 「関係する会社」として申請する会社は、上記定義に該当する会社のうち、東京都建設工事等競争入札参加資格を得ている会社(平成 25・26 年度有資格者又は平成 27・28 年度定期申請手続きを完了させた者)に限ります。 東京都物品買入れ等競争入札参加資格のみを有する方は含みません。

【相手会社の東京都受付番号が分からない場合】

東京都電子調達システム <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp> の「入札情報サービス」より、「競争入札参加有資格者名簿」を検索して調べてください。

③ この「関係する会社」の定義は、国土交通省が「平成 27・28 年度競争参加資格審査申請」で用いている定義と同様です。ただし、東京都では対象は建設業許可を有する建設業者に限りません。設計、測量、地質調査等の会社も申請してください。

(1) 共通情報

- ・共同運営電子調達サービス参加自治体が共通で用意した設問です。該当する項目がある場合は必ず登録してください。
- ・入力文字数は300バイト（全角150文字）以内で入力してください。

(2) 都内区市町村実績

都内の区市町村が発注した工事（設計、測量、地質調査等を含む。）を元請けとして受注した実績がある方は登録してください。業種ごとに最大10件まで登録することが可能です。

発注者が都内の区市町村であること以外、特に制約はありません。（入力画面は「完成年月日」と記載されていますが、現在着工中の工事については、完成予定年月日を入力してください。完成後、入力した予定年月日に変更があった場合は、入力内容を変更してください。）

・区市町村とは、p32「《表1の2》都内の区市町村、一部事務組合」のとおりです。

(3) 関係会社

下記の【関係会社の定義】のいずれかに該当する関係会社が共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有している場合は、関係会社の情報を登録してください。

(4) 自治体個別情報

各自治体が独自に用意した設問がありますので、申請先自治体ごとに該当する項目がある場合は必ず登録してください。設問は自治体ごとに異なりますので、設問をよくお読みの方え、間違いのないように入力してください。

【関係会社の定義】

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とします。

- ア. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- イ. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- ウ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- エ. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- オ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- カ. その他ア～オと同視しうる関係がある場合

【！注意！】

- (1) ア、イ、ウについては、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (2) エについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

【親会社、子会社の定義】

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

●会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

A社



B社の議決権の過半数

A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」

B社

A社



B社の取締役会等の構成員  
における自己役員数の割合が  
過半数

A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」

B社